

区長報告第九号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による昭和四十三年三月十八日港区議会議決（訴訟、和解および損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について）に基づき、損害賠償額の決定を平成二十八年十一月八日次のとおり処分したので、同法同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十八年十一月二十四日

港区長 武井雅昭

記

- | | | |
|---|-------|-----------------|
| 一 | 件名 | 清掃車の交通事故に係る損害賠償 |
| 二 | 損害賠償額 | 一万千六百九十円 |

議案第百八号

港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年十一月二十四日

提出者 港区长 武井雅昭

港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の退職手当に関する条例（昭和三十二年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第五項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第二号中「第三十七条の四第三項前段」を「第三十七条の四第三項」に改め、同条第六項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第八項各号列記以外の部分中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 求職活動に伴い雇用保険法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をする者

同条第二項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第十三条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「前項第三号」を「第八項第三号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 前項の規定は、第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第五項又は第六項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、前項中「次の各号」とあるのは「第四号から第六号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 退職職員（退職した港区職員の退職手当に関する条例第二条に規定する職員をいう。以下

同じ。)であつて、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）第二条の規定による改正前の雇用保険法第六条第一号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の港区職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第十三条第五項又は第六項の勤続期間を計算する場合における港区職員の退職手当に関する条例第十一条の規定の適用については、同条第一項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続きいた在職期間）」と、同条第二項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあらつては、零）」とする。

3 新条例第十三条第八項（第六号に係る部分に限り、同条第九項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の港区職員の退職手当に関する条例（以下この項及び第五項において「旧条例」という。）第十三条第八

項第六号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前一年以内に旧条例第十三条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であつて施行日以後に新条例第十三条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 新条例第十三条第九項において準用する同条第八項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する港区職員の退職手当に関する条例第十三条第八項第四号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第十三条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者（施行日以後に新条例第十三条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する港区職員の退職手当に関する条例第十三条第八項第五号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（説明）

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の施行による雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の一部改正を踏まえ、退職手当の対象を拡大するため、本案を提出いたします。

議案第九号

港区特別区税条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年十一月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区特別区税条例等の一部を改正する条例

(港区特別区税条例の一部改正)

第一条 港区特別区税条例(昭和三十九年港区条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三十条の見出し中「かかる」を「係る」に改め、同条第一項中「規定によつて」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第二項中「次項」を「次項及び第四項」に、「かかる」を「係る」に、「または」を「又は」に改め、「または」を「又は」に改め、同条第三項中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「かかる」を「係る」に、「変更し」を「変更し、」に、「から第一項」を「から同項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第二項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署

が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるもの）に限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第一項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（令第四十八条の九の九第四項各号に掲げる区民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

一 第二十七条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

二 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して一年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第三十五条第二項中「、居所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律

第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。第四十五条、第四十五条の二及び第六十三条において同じ。)を「又は居所及び氏名」に改める。

第四十五条第二項第二号中「及び個人番号」の下に「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号、次条及び第六十三条において同じ。)を「を加え、」行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を「同法」に改める。

付則第三条及び第三条の二を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第三条 平成三十年度から平成三十四年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第四条の四第三項の規定に該当する場合における第十八条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第一項」とあるのは「同条第一項(第二号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第四条の四第三項の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の二第一項(第二号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第三条の二 削除

付則第六条第三項から第五項までの規定中「規定する」を「掲げる」に、「平成二十七年

四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「において、平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改める。

付則第十四条の二第二項第一号中「付則第十四条の二第一項」を「付則第十四条の三第一項」に改め、同項第二号中「付則第三条の三第一項、付則第三条の五第一項及び付則第三条の五の二第一項の」を「並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項の」に、「第二十条中」を「第二十条、第二十条の二第一項前段、第二十一条及び第二十一条の二第一項中」に、「付則第十四条の二第一項」を「付則第十四条の三第一項」に、「第二十条の二第一項前段、第二十一条、第二十一条の二第一項、付則第三条の三第一項、付則第三条の五第一項及び付則第三条の五の二第一項」を「付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項」に改め、同項第三号中「付則第十四条の二第一項」を「付則第十四条の三第一項」に、「付則第十四条の三第一項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）」に、「特定給付補てん金等」を「特定給付補填金等」に改め、同項第四号中「付則第十四条の二第一項」を「付則第十四条の三第一項」に改め、同条第三項中「第十六条及び」を「同条及び」に改め、同条第五項第一号中「付則第十四条の二第三項」を「付則第十四条の三第三項後段」に改め、同項第二号中「付則第三条の三第一項、付則第三条の五第一項及び付

則第三条の五の二第一項の」を「並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項の」に、「第二十条中」を「第二十条、第二十条の二第一項前段、第二十条及び第二十一条の二第一項中」に、「付則第十四条の二第三項」を「付則第十四条の三第三項」に、「第三項後段」に、「第二十条の二第一項前段、第二十一条、第二十一条の二第一項、付則第三条の三第一項、付則第三条の五第一項及び付則第三条の五の二第一項」に改め、「第二十一条の二第一項中」「第十六条第四項」とあるのは「付則第十四条の二第四項」とを削り、同項第三号中「付則第十四条の二第三項」を「付則第十四条の三第三項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第四号中「付則第十四条の二第三項」を「付則第十四条の三第三項後段」に改め、同条第六項中「付則第十四条の二第三項」を「付則第十四条の三第三項前段」に改め、同条を付則第十四条の三とし、付則第十四条の次に次の一条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例）

第十四条の二 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第八条第二項に規定する特例適用利子等、外国居住

者等所得相互免除法第十二条第五項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第十六条第二項に規定する特例適用利子等については、第十六条及び第十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第八条第二項（外国居住者等所得相互免除法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第一号の規定により読み替えられた第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の三の税率を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

2

前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第十八条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第十四条の二第一項に規定する特例適用利子等の額」とする。

二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第一項並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項の規定の適用については、第二十条、第二十条の二第一項前段、第二十一条及び第二十一条の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十四条の二第一項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十四条の二第一項の規定による区民税の所得割の額」

と、第二十条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十四条の二第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三 第二十一条の二の二の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第十四条の二第一項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第七条第十項（同法第十一条第八項及び第十五条第十四項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第七条第十二項（同法第十一条第九項及び第十五条第十五項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第七条第十六項（同法第十一条第十一項及び第十五条第十七項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第七条第十八項（同法第十一条第十二項及び第十五条第十八項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

四 付則第二条の四の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第十四条の二第一項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十四条の二第一項の規

定による区民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第八条第四項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第十二条第六項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第十六条第三項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第十六条第三項及び第四項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第八条第四項（外国居住者等所得相互免除法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第五項第一号の規定により読み替えられた第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の三の税率を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の第二十二條第一項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの）に限り、その時まで提出された第二十三條第一項の確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについて

やむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第十八条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第十四条の二第三項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第一項並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項の規定の適用については、第二十条、第二十条の二第一項前段、第二十一条及び第二十一条の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十四条の二第三項後段の規定による区民税の所得割の額」と、付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十四条の二第三項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十四条の二第三項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三 第二十一条の二の二の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第十四条の二第三項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第七条第十四項（同法第十一条第十項及び第十五条第十六項にお

いて準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

四 付則第二条の四の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第十四条の二第三項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十四条の二第三項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

（港区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 港区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成二十七年港区条例第五十号）の一部を次のように改正する。

付則第五条第三項の表第五十条の三第一項の項中「第三十四号の二様式」を「施行規則第三十四号の二様式」に改め、同表第五十条の三第二項の項中「第三十四号の二の二様式」を「施行規則第三十四号の二の二様式」に改め、同表第五十条の三第三項の項中「第三十四号の二の六様式」を「施行規則第三十四号の二の六様式」に改め、同表第五十条の三第四項の項中「第三十四号の二様式」を「施行規則第三十四号の二の六様式」に改め、同表第五十条の三第五項の表第五十条の六の項中「第五十条の六」を「第五十条の六第一項」に改め、同表第七項の表第七項の表以外の部分の項中「第四項」を「第四項の」に、「第九項」を「第九項の」に改め、同表第七項の表第五十条の六の項の項中「第五十条の六」を「第五十条の六第一項」に改め、

同条第十二項の表第七項の表以外の部分の項中「第四項」を「第四項の」に、「第十一項」を「第十一項の」に改め、同表第七項の表第五十条の六の項の項中「第五十条の六」を「第五十条の六第一項」に改め、同条第十四項の表第七項の表以外の部分の項中「第四項」を「第四項の」に、「第十三項」を「第十三項の」に改め、同表第七項の表第五十条の六の項の項中「第五十条の六」を「第五十条の六第一項」に改める。

付 則

(施行期日)

第一条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中港区特別区税条例第三十五条第二項及び第四十五条第二項第二号の改正規定並びに第二条の規定 公布の日

二 第一条中港区特別区税条例第三十条の改正規定、同条例付則第十四条の二の改正規定及び同条を付則第十四条の三とし、付則第十四条の次に一条を加える改正規定並びに次条第一項及び第三項の規定 平成二十九年一月一日

三 第一条中港区特別区税条例付則第六条の改正規定及び付則第三条の規定 平成二十九年四月一日

四 第一条中港区特別区税条例付則第三条及び第三条の二の改正規定並びに次条第二項の規定 平成三十年一月一日

(区民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の港区特別区税条例(以下「新条例」という。)第三十条

第四項の規定は、平成二十九年一月一日以後に同条第二項に規定する納期限が到来する区民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例付則第三条の規定は、平成三十年度以後の年度分の区民税について適用する。

3 新条例付則第十四条の二の規定は、平成二十九年一月一日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第四百四十四号)第八条第二項に規定する特例適用利子等、同法第十二条第五項に規定する特例適用利子等若しくは同法第十六条第二項に規定する特例適用利子等又は同法第八条第四項に規定する特例適用配当等、同法第十二条第六項に規定する特例適用配当等若しくは同法第十六条第三項に規定する特例適用配当等に係る区民税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第三条 新条例付則第六条第三項から第六項までの規定は、平成二十九年度分の軽自動車税について適用し、平成二十八年度分の軽自動車税については、なお従前の例による。

(説明)

地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)の施行による地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部改正等に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第百十号

港区客引き行為等の防止に関する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年十一月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区客引き行為等の防止に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、港区（以下「区」という。）の公共の場所における客引き行為等を防止することにより、区民等の安全で安心な生活を確保し、及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 公共の場所 区内の道路、公園、広場、駅その他の不特定の者が通行し、又は利用する場所で公共の用に供されるものをいう。

二 客引き行為等 次に掲げる行為をいう。

イ 客引き行為（通行人等不特定の者の中から相手方を特定して接近し、客となるように勧誘する行為をいう。）

ロ 客待ち行為（イに規定する客引き行為を行う目的で相手方となるべき者を待つ行為をいう。）

ハ 勧誘行為（通行人等不特定の者の中から相手方を特定して行う次に掲げる行為をいう。）

(1) 人の性的好奇心に応じて人に接する役務又は専ら異性に対する接待をして酒類を伴う飲食をさせる役務に従事するように勧誘する行為

(2) わいせつな行為に係る姿態であつて性欲を興奮させ、又は刺激するものをビデオカメラその他の機器を用いて撮影するための被写体となるように勧誘する行為

ニ 勧誘待ち行為（ハに規定する勧誘行為を行う目的で相手方となるべき者を待つ行為をいう。）

三 区民等 区内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者をいう。

四 事業者 区内において事業（準備行為を含む。以下この号において同じ。）を行う法人その他の団体又は事業を行う個人をいう。

（適用上の注意）

第三条 この条例の適用に当たっては、区民等及び事業者の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(区の責務)

第四条 区は、この条例の目的を達成するため、公共の場所における客引き行為等を防止するために必要な施策を実施するものとする。

(区民等の責務)

第五条 区民等は、公共の場所における客引き行為等の防止に関し区が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、公共の場所における客引き行為等の防止に関し区が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、公共の場所における客引き行為等を防止するため、従業員への指導、監督その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(客引き行為等の禁止)

第七条 何人も、公共の場所において客引き行為等をしてはならない。

(客引き行為又は勧誘行為を用いた営業の禁止)

第八条 事業者は、公共の場所において第二条第二号イに規定する客引き行為をした者又は当

該行為に關係のある者から紹介を受け、当該行為を受けた者を客として自らが営む営業所等に立ち入らせてはならない。

- 2 事業者は、公共の場所において第二条第二号ハに規定する勧誘行為をした者又は当該行為に關係のある者から紹介を受け、当該行為を受けた者を自らが営む営業所等で当該行為に係る役務等の従事者として従事させてはならない。

（誓約書の提出）

- 2 区長は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項に基づく飲食店営業の許可を受けた者のうち、区内において営業を営むものに対し、前二条に規定する事項を遵守すること等を記載した誓約書の提出を求めるものとする。

- 2 区長は、前項の規定により誓約書を提出した者に対し、誓約書を提出したことを証する証票を交付するものとする。

- 3 前項の規定により証票の交付を受けた者は、誓約書に記載した事項に違反したときは、交付された証票を直ちに区長に返還しなければならない。

（指導）

- 第十條 区長は、第七條又は第八條の規定に違反する行為をしていると認める者に対し、当該行為を中止するよう指導することができる。

- 2 前項の規定による指導は、口頭又は書面により行うものとする。

3 区長は、第一項の規定による指導に係る事務をあらかじめ指定する者に委託して行わせることができる。

(勧告)

第十一条 区長は、前条第一項の規定による指導を受けた者が更に第七条又は第八条の規定に違反する行為をしていると認めるときは、当該行為を中止するよう勧告することができる。

2 前項の規定による勧告は、書面により行うものとする。

(命令)

第十二条 区長は、前条第一項の規定による勧告を受けた者が更に第七条又は第八条の規定に違反する行為をしていると認めるときは、当該行為を中止するよう命令することができる。

2 前項の規定による命令は、書面により行うものとする。

(調査等)

第十三条 区長は、第十条第一項、第十一条第一項及び前条第一項の規定による措置を行うに当たって必要があると認めるときは、第七条又は第八条の規定に違反する行為をした者又は当該行為に係る関係のある者に対し、当該行為をした者の氏名、住所その他必要な事項についての質問、資料の提示の要求等を行うことができる。

2 区長は、第十条第一項、第十一条第一項及び前条第一項の規定による措置を行うに当たって必要があると認めるときは、区の職員に、第七条又は第八条の規定に違反する行為をした

者の営業所等に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

3 前二項の規定により調査等をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による調査等は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(過料)

第十四条 第十二条第一項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなく当該命令に従わなかったときは、その者を五万円以下の過料に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の過料を科する。

3 区長は、前二項の規定により過料の処分をしようとするときは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十五条の三の規定により、第一項の命令を受けた者に対し、あらかじめ、その旨を告知するとともに、弁明の機会を与えた上で、第十七条の港区客引き行為防止対策審議会の意見を聴かなければならない。

(公表)

第十五条 区長は、第十二条第一項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなく当該命

令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定により公表しようとするときは、同項の命令を受けた者に対し、あらかじめ、その旨を告知するとともに、弁明の機会を与えた上で、第十七条の港区客引き行為防止対策審議会の意見を聴かなければならない。

(営業場所提供者への通知)

第十六条 区長は、前条第一項の規定により公表された者の営業その他の業務の用に供するための場所を提供している建物の所有者又は管理者に対し、当該公表に係る事実を通知するものとする。

(港区客引き行為防止対策審議会)

第十七条 この条例に基づく客引き行為等の防止に関する措置を適正に実施するため、区長の付属機関として、港区客引き行為防止対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、区長に意見を述べるものとする。

一 第十四条第三項及び第十五条第二項の規定により定められた事項

二 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 審議会は、区長が委嘱し、又は任命する委員五人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（警察署長への協力要請）

第十八条 区長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、区の区域を管轄する警察署の長に対し、情報の提供、助言その他の必要な協力を求めるものとする。

（委任）

第十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区規則で定める。

付 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（説明）

公共の場所における客引き行為等を防止するため、本案を提出いたします。

議案第百十一号

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年十一月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例（平成十一年港区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項の表に次のように加える。

港区立六本木駅自転車駐車場	東京都港区六本木六丁目五番十九号	自転車
---------------	------------------	-----

第十八条第二項中「港区立こうなん星の公園自転車駐車場」の下に「及び港区立六本木駅自転車駐車場」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、各規定につき、区規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 港区立六本木駅自転車駐車場の利用に係るこの条例による改正後の港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第十九条の規定による区長の承認は、第十五条第二項の表に次のように加える改正規定の施行の日前においても行うことができる。

3 港区立六本木駅自転車駐車場について、区長は、改正後の条例第十九条の規定による承認を行った日から改正後の条例第三十三条第二項の規定により指定管理者を指定するまでの間、改正後の条例別表第二に定める額の範囲内において、区長が定める使用料を徴収する。

4 前項の場合にあつては、改正後の条例第二十一条第一項、第五項及び第六項、第二十二条並びに第二十三条の規定を準用する。この場合において、改正後の条例第二十一条第一項中「第三十三条第二項の規定による指定を受けた者(以下この条から第二十三条までにおいて「指定管理者」という。)」とあるのは「区長」と、「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、第二十一条第五項中「指定管理者」とあるのは「区長」と、「利用料金を毎月末日までに、一時利用の場合については所定の利用料金を利用を

開始するとき」とあるのは「使用料を毎月末日」と、同条第六項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第二十二条中「指定管理者」とあるのは「区長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第二十三条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「区長」と読み替えるものとする。

(説明)

六本木駅自転車駐車場を設置するため、本案を提出いたします。

議案第百十二号

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
 右の議案を提出する。

平成二十八年十一月二十四日

提出者 港区長 武 井 雅 昭

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
 港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成三年港区条例第二十一号）
 の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

北青山三丁目地区地区整備計画	都市計画法第二十条第一項の規定により告示された北青山三丁目地区地区計画（平成二十八年東京都告示第千六百七十号）のうち、地区整備計画が定められた区域
----------------	---

別表第二に次のように加える。

北青山三丁目地区地区整備計画	地区 A-1-1	一 法別表第二(ハ)項に掲げるもの 二 風営法第二十条第一項各号に掲げる風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物	千平方メートル	計画図に示す壁面の位置の教値。ただし、歩行者の安全性及び快適性を確保するために必要ないし並びに駐車場の用に供する車路出入	七十メートル					
	地区 A-1-2				九十メートル					

口並びに建築物に付属する門、塀その他これらに類するものを除く。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

北青山三丁目地区地区計画の決定に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第百十三号

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十八年十一月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例
港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成十一年港区条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表一廃棄物処理手数料の部手数料の欄中「三十六円五十銭」を「四十円」に、「六十九円」を「七十六円」に、「二千五百円」を「二千八百円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下「新条例」とい

う。）別表一廃棄物処理手数料の部三の項の規定（ただし書に係る部分に限る。）は、平成二十九年十月一日以後に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る手数料について適用し、同日前に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第五十三条の規定により交付された有料ごみ処理券は、平成二十九年十月一日以後一月の間は、区長が収集し、及び運搬する廃棄物に添付するもの限り、なお使用することができ。この場合において、当該有料ごみ処理券を使用した事業者については、同日以後においても、新条例別表一廃棄物処理手数料の部の規定による廃棄物処理手数料の納付があつたものとみなす。

（説明）

廃棄物処理手数料を改定するため、本案を提出いたします。

議案第 1 1 4 号

平成 2 8 年度

港区一般会計補正予算 (第 5 号)

平成28年度港区一般会計補正予算（第5号）

平成28年度港区の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ358,486千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122,966,854千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

平成28年11月24日提出

港 区 長 武 井 雅 昭

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		14,221,676	1,589	14,223,265
	2 国庫補助金	6,036,107	1,589	6,037,696
14 都支出金		5,763,419	36,001	5,799,420
	2 都補助金	2,398,397	36,001	2,434,398
18 繰越金		1,351,157	320,896	1,672,053
	1 繰越金	1,351,157	320,896	1,672,053
歳入合計		122,608,368	358,486	122,966,854

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		20,350,733	142,571	20,493,304
	1 総務管理費	16,435,985	42,571	16,478,556
	2 徴税費	1,047,286	100,000	1,147,286
4 民生費		43,781,304	215,915	43,997,219
	2 児童福祉費	23,701,828	215,915	23,917,743
歳 出 合 計		122,608,368	358,486	122,966,854

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
青山保育園等整備	平成 29 年度～平成 31 年度	1,414,223 千円
南麻布四丁目福祉施設整備（設計）	平成 28 年度～平成 29 年度	122,915 千円
待機児童解消施設賃借（愛宕）	平成 29 年度～平成 30 年度	16,262 千円

議案第百十五号

製造請負契約の承認について

右の議案を提出する。

平成二十八年十一月二十四日

提出者 港区长 武井雅昭

製造請負契約の承認について

左記の製造請負契約の承認を求める。

記

- 一 契約の目的 港区立港郷土資料館展示設営物等の製造
- 二 製造物の概要
 - (一) 展示用ケース 七十二台
 - (二) 展示誘導サイン 七十七点
 - (三) 展示パネル 百八十七枚
 - (四) 立体模型 一式
 - (五) 映像システム 一式
 - (六) 収蔵庫 二十一室

- 三 契約の方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 四 契約金額 十三億六千八十万円
- 五 契約締結日 契約承認の日
- 六 履行期間 契約締結の日の翌日から平成三十年三月三十日まで
- 七 契約の相手方 東京都港区港南一丁目二番七十号
株式会社丹青社

代表取締役

青 田 嘉 光

(説明)

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第二条の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第百十六号

物品の購入について

右の議案を提出する。

平成二十八年十一月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

物品の購入について

左記のとおり物品を購入する。

記

- | | | | |
|---|------------------|-------------------------|-----|
| 一 | 購入の目的 | デジタルサイネージを活用した情報発信手段の拡充 | |
| 二 | 物品の種類及び数量 | | |
| | (一) 液晶ディスプレイ | | 十台 |
| | (二) 電子ペーパーディスプレイ | | 十台 |
| | (三) セットトップボックス | | 二十台 |
| | (四) テレビチューナー | | 十台 |
| | (五) スイッチ | | 十台 |
| | (六) 無停電電源装置 | | 十台 |

(七) 機器格納用キャビネット 十台

三 購入予定価格 二千二百三十五万三千八百四十円

四 購入の相手方 東京都中央区京橋一丁目一番一号八重洲ダイビル

株式会社アルファジャパン

代表取締役社長

山本雅一

(説明)

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第四条の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第百十七号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十八年十一月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立本芝公園

港区立桜田公園

港区立塩釜公園

港区立南桜公園

港区立金杉橋児童遊園

港区立芝新堀町児童遊園

港区立松本町児童遊園

港区立芝五丁目児童遊園

港区立三田小山町児童遊園

港区立三田二丁目児童遊園

港区立三田綱町児童遊園

港区立浜松町四丁目児童遊園

港区立芝大門二丁目児童遊園

港区立虎ノ門三丁目児童遊園

港区立西久保巴町児童遊園

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ

東京都港区三田四丁目七番二十七号株式会社日比谷アメニス内

三 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

(説明)

芝地区総合支所管内の区立公園等の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第百十八号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十八年十一月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立狸穴公園

港区立本村公園

港区立有栖川宮記念公園

港区立筭公園

港区立三河台公園

港区立さくら坂公園

港区立六本木西公園

港区立横川省三記念公園

港区立網代公園

港区立新広尾公園

港区立飯倉公園

港区立南麻布一丁目児童遊園

港区立南麻布新堀児童遊園

港区立絶江児童遊園

港区立古川橋児童遊園

港区立広尾児童遊園

港区立宮村児童遊園

港区立筭児童遊園

港区立西麻布二丁目児童遊園

港区立六本木三丁目児童遊園

港区立飯倉雁木坂児童遊園

港区立東麻布児童遊園

港区立中ノ橋児童遊園

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ

東京都港区三田四丁目七番二十七号株式会社日比谷アメニス内

三 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

(説明)

麻布地区総合支所管内の区立公園等の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第百十九号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十八年十一月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立円通寺坂公園

港区立一ツ木公園

港区立氷川公園

港区立高橋是清翁記念公園

港区立乃木公園

港区立青葉公園

港区立青山公園

港区立一ツ木児童遊園

港区立南一児童遊園

港区立南青山三丁目児童遊園

港区立南青山四丁目児童遊園

港区立南青山六丁目児童遊園

港区立北青山一丁目児童遊園

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

かたばみ・山本・GSグループ

東京都港区元赤坂一丁目五番八号かたばみ興業株式会社内

三 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

(説明)

赤坂地区総合支所管内の区立公園等の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第二百十号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十八年十一月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立亀塚公園

港区立三田台公園

港区立高松くすのき公園

港区立高輪公園

港区立白金公園

港区立豊岡町児童遊園

港区立三田松坂児童遊園
港区立松ヶ丘児童遊園
港区立高松児童遊園
港区立二本榎児童遊園
港区立泉岳寺前児童遊園
港区立車町児童遊園
港区立高輪南町児童遊園
港区立白金志田町児童遊園
港区立白高児童遊園
港区立白金一丁目児童遊園
港区立四の橋通児童遊園
港区立三光児童遊園
港区立雷神山児童遊園
港区立奥三光児童遊園
港区立白金台四丁目児童遊園
港区立白台児童遊園

港区立白金台どんぐり児童遊園

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社グリーバル

東京都港区三田四丁目七番二十七号

三 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

(説明)

高輪地区総合支所管内の区立公園等の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第二百一十一号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十八年十一月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立芝浦公園

港区立プラタナス公園

港区立埠頭公園

港区立東八ツ山公園

港区立港南和楽公園

港区立港南公園

港区立港南緑水公園

港区立お台場レインボー公園

港区立芝浦中央公園

港区立船路橋児童遊園

港区立末広橋児童遊園

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

アカネ・ハリマ・イビディンググループ

東京都港区芝大門一丁目三番十五号株式会社アカネ内

三 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

(説明)

芝浦港南地区総合支所管内の区立公園等の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第二百二十二号

特別区道路線の廃止について

右の議案を提出する。

平成二十八年十一月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

特別区道路線の廃止について

特別区道の路線を次のように廃止する。

記

路線番号	起 点	終 点	備 考
第八五号	港区虎ノ門一丁目一番七先	港区西新橋一丁目二十一番一先	別紙図面のとおり

(説明)

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第三項の規定に基づき、本案を提出いたします。

特別区道路線廃止略図

港区虎ノ門一丁目及び西新橋一丁目地内

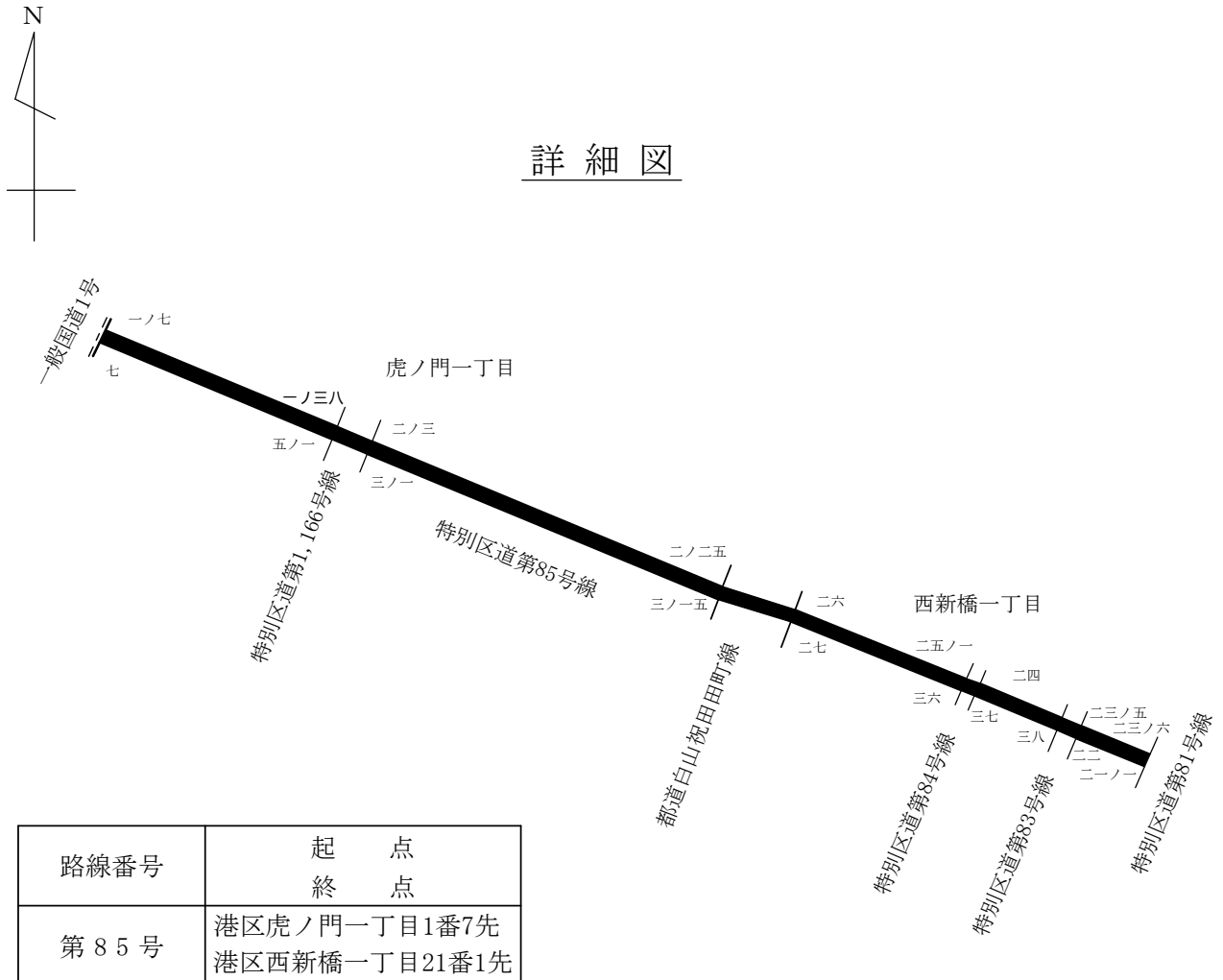
案内図



凡例

- 3 街区番号
- 一ノ七 地番
- 国道
- 都道
- 特別区道
- 私道
- 廃止路線

詳細図



路線番号	起 点	終 点
第 8 5 号	港区虎ノ門一丁目1番7先	港区西新橋一丁目21番1先

議案第二百二十三号

特別区道路線の認定について

右の議案を提出する。

平成二十八年十一月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

特別区道路線の認定について

特別区道の路線を次のように認定する。

記

路線番号	起 点	終 点	備 考
第一、一七九号	港区虎ノ門一丁目二番三先	港区西新橋一丁目二十一番一先	別紙図面のとおり

(説明)

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第八条第二項の規定に基づき、本案を提出いたしました。

特別区道路線認定略図

港区虎ノ門一丁目及び西新橋一丁目地内

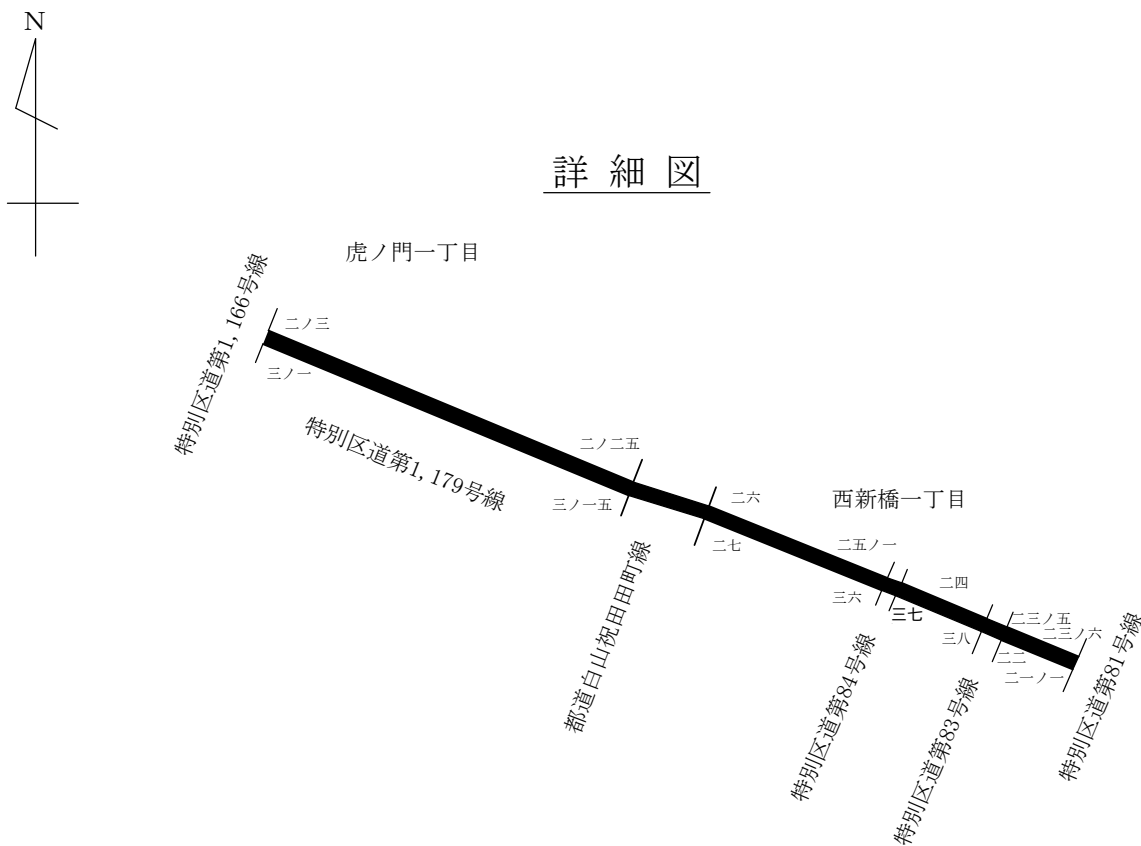
案内図



凡例

- 4 街区番号
- 二ノ三 地番
- 国道
- 都道
- 特別区道
- 私道
- 認定路線

詳細図



路線番号	起 点 終 点
第1, 179号	港区虎ノ門一丁目2番3先 港区西新橋一丁目21番1先

議案第二百二十四号

特別区道路線の廃止について

右の議案を提出する。

平成二十八年十一月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

特別区道路線の廃止について

特別区道の路線を次のように廃止する。

記

路線番号	起 点	終 点	備 考
第一、一五二号	港区海岸一丁目四十四番二先	港区浜松町二丁目百一番二十五先	別紙図面のとおり

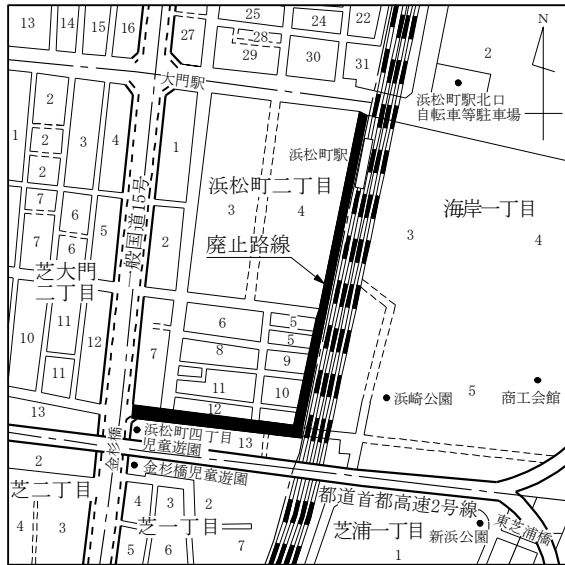
(説明)

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第三項の規定に基づき、本案を提出いたします。

特別区道路線廃止略図

港区海岸一丁目及び浜松町二丁目地内

案内図



凡例

- 4 街区番号
- 四四ノ二 地番
- ==== 国道
- ==== 都道
- ==== 特別区道
- 私道
- 廃止路線

詳細図



路線番号	起 点 終 点
第1, 152号	港区海岸一丁目44番2先 港区浜松町二丁目101番25先

議案第二百二十五号

特別区道路線の認定について

右の議案を提出する。

平成二十八年十一月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

特別区道路線の認定について

特別区道の路線を次のように認定する。

記

路線番号	起 点	終 点	備 考
第一、一八〇号	港区浜松町二丁目百一 番二十五先	港区海岸一丁目五十三 番先	別紙図面のとおり
第一、一八一号	港区海岸一丁目十一 番四	港区海岸一丁目十一 番四	別紙図面のとおり

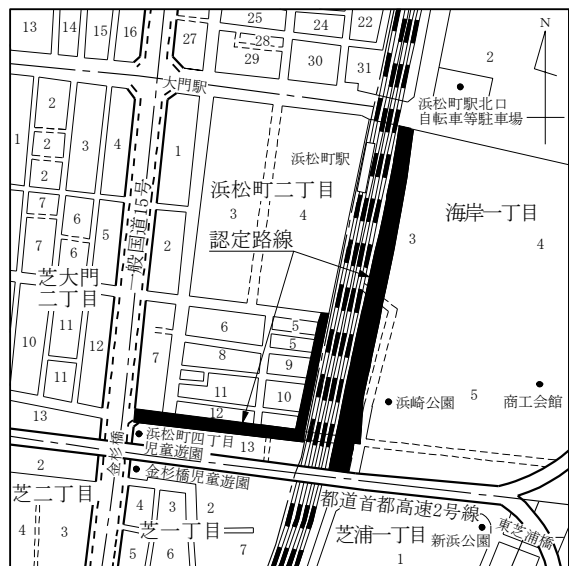
(説明)

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第八条第二項の規定に基づき、本案を提出いたします。

特別区道路線認定略図

港区海岸一丁目及び浜松町二丁目地内

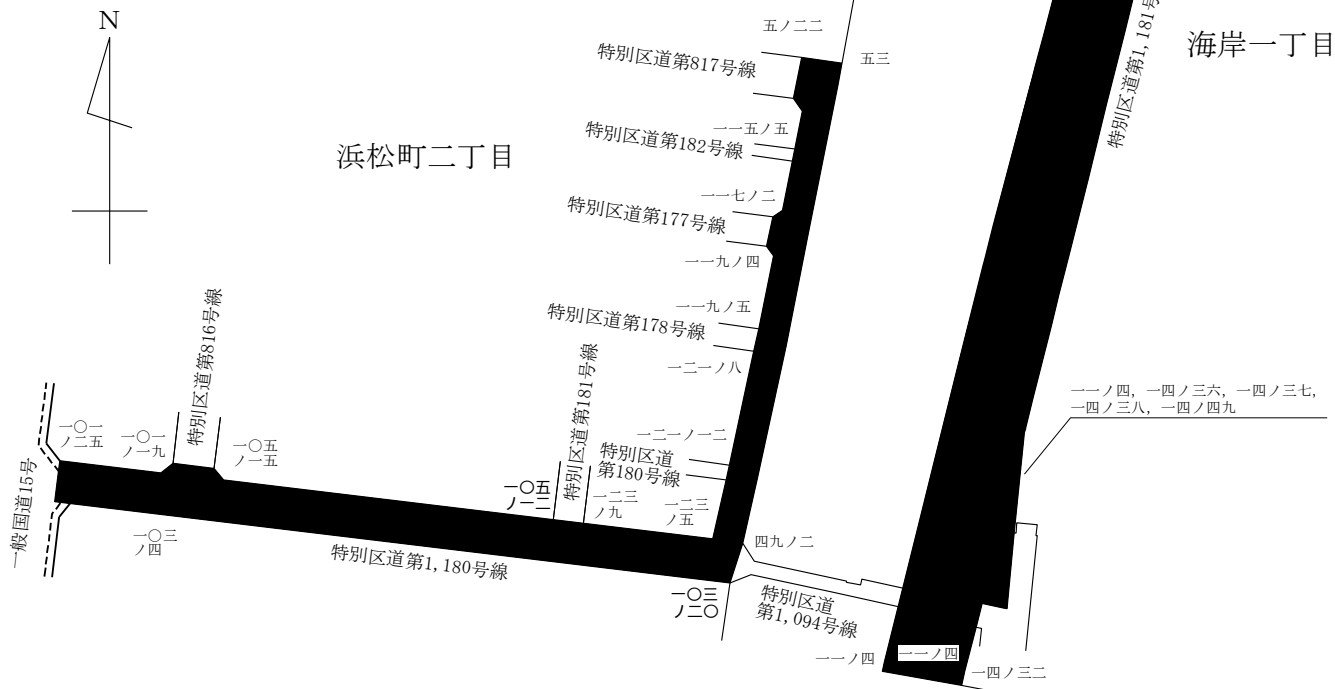
案内図



凡例

- 3 街区番号
- 一一ノ四 地番
- ==== 国道
- ==== 都道
- ==== 特別区道
- 私道
- 認定路線

詳細図



路線番号	起 点	終 点
第1,180号	港区浜松町二丁目101番25先	港区海岸一丁目53番先
第1,181号	港区海岸一丁目11番4	港区海岸一丁目11番4